改正

11　締約国は、この協定を改正することができる。改正を採択し、締約国による受諾のために提出する決定は、コンセンサス方式によって行う。

(a)　改正は、(b)に規定する場合を除くほか、締約国の三分の二が受諾した時に当該改正を受諾した締約国について効力を生じ、その後は、その他の各締約国について、それぞれによる受諾の時に効力を生ずる。

(b)　改正は、当該改正が締約国の権利及び義務を変更しない性質のものであると委員会がコンセンサス方式によって決定した場合には、締約国の三分の二が受諾した時に全ての締約国について効力を生ずる。

脱退

12　締約国は、この協定から脱退することができる。脱退は、世界貿易機関事務局長が書面による脱退の通告を受領した日から六十日を経過した時に、効力を生ずる。締約国は、脱退の通告がされた場合には、委員会の会合を直ちに開くことを要求することができる。

13　この協定の締約国は、世界貿易機関の加盟国でなくなった場合には、当該加盟国でなくなった日にこの協定の締約国でなくなる。

特定の締約国間におけるこの協定の不適用

14　いずれかの締約国がこの協定を受諾し、又はこの協定に加入した時に、当該いずれかの締約国又は他のいずれかの締約国が、これら二の締約国の間におけるこの協定の適用に同意しなかった場合には、この協定は、これら二の締約国の間においては適用されない。

附属書

15　この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

事務局

16　この協定に必要な役務は、世界貿易機関事務局が提供する。

寄託

17　この協定は、世界貿易機関事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、速やかに、締約国に対し、この協定の認証謄本、第十九条の規定に基づくこの協定の訂正又は修正の認証謄本、11の規定に基づくこの協定の改正の認証謄本、2の規定に基づくこの協定への加入の通告書及び12又は13の規定に基づくこの協定からの脱退の通告書を送付する。

登録

18　この協定は、国際連合憲章第百二条の規定により登録する。

附属書Ⅰ　政府調達に関する協定の適用範囲に係る交渉において同協定の締約国が附属書Ⅰについて最終的に提示した適用範囲（注）

注　原語によるもののみとする。

日本国が附属書Ⅰについて最終的に提示した適用範囲

（英語のみを正文とする。）

付表1　中央政府の機関

基準額

十万特別引出権　物品

四百五十万特別引出権　建設サービス

四十五万特別引出権　この協定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス

十万特別引出権　その他のサービス

機関の表

会計法の適用を受ける全ての機関

衆議院

参議院

最高裁判所

会計検査院

内閣

人事院

内閣府

復興庁

宮内庁

国家公安委員会（警察庁）

金融庁

消費者庁

総務省

法務省

外務省

財務省

文部科学省

厚生労働省

農林水産省

経済産業省

国土交通省

環境省

防衛省

付表1に関する注釈

1　会計法の適用を受ける機関には、国家行政組織法及び内閣府設置法に定める全ての内部部局、外局及び附属機関その他の機関並びに地方支分部局を含む。

2　この協定は、この協定が日本国について効力を生ずる時に有効な法令に従って協同組合又は連合会と締結する契約については、適用しない。

付表2　地方政府の機関

基準額

二十万特別引出権　物品

千五百万特別引出権　建設サービス

百五十万特別引出権　この協定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス

二十万特別引出権　その他のサービス

機関の表

地方自治法の適用を受ける全ての都道府県及び指定都市

北海道

青森県

岩手県

宮城県

秋田県

山形県

福島県

茨城県

栃木県

群馬県

埼玉県

千葉県